

令和3年度 第1回 鎌倉市下水道事業運営審議会会議録

1 日時 令和3年（2021年）5月27日（木）14時30分～17時

2 場所 山崎浄化センター 1階 会議室

3 出席者

(1) 委員

堀江信之会長（一般社団法人日本下水道施設業協会）、中川直子副会長（中央大学理工学研究科）、北原圀彦（市民公募委員）、長坂祐司（東京地方税理士会鎌倉支部）、太田康（神奈川県企業庁鎌倉水道営業所）、三宅十四日（日本下水道事業団関東・北陸総合事務所）

欠席委員：松山豊司（市民公募委員）、鈴木淳（大倉設備工業株式会社）

(2) 幹事及び担当課職員

森都市整備部長、加藤都市整備部次長兼下水道河川課長、岩崎下水道経営課長、森田浄化センター所長、内田共生共創部次長兼企画課長、吉田財政課長、廣瀬下水道経営課課長補佐、中村下水道経営課主事

(3) 事務局

下水道経営課 村松課長補佐、山田担当係長

4 議題

(1) 下水道使用料の改定について

5 会議の概要

(会 長) 定刻となりましたので、令和3年度 第1回 鎌倉市下水道事業運営審議会を開会させていただきます。

事務局から委員の出席状況の報告を願います。

(事 務 局) まず、本日の委員の出席状況について報告させていただきます。

本日は鈴木委員から欠席の連絡をいただいております。

本日の委員の出席状況は、審議会委員8名中、5名の出席、1名のリモートによる出席をいただいております。鎌倉市下水道事業運営審議会条例第7条に規定する、定足数に達しておりますことを報告いたします。

続きまして、本日の傍聴について、報告いたします。

本日、傍聴希望はありませんでした。なお、本日の会議につきましては、感染予防対策としての室内換気を行うため、会議中に事務局から休憩の提案をさせていただきます。

続いて、会議資料の公開について報告いたします。

審議会資料につきましては、公開することとなっておりますので、御承知おきください。

続きまして、令和2年度第7回審議会の会議録について報告いたします。

第7回審議会の議事録は、予め審議会の委員の皆様にお送りして、内容を御確認いただいております。本日、会議録に関して、御意見等を伺うこととなっておりますがいかがでしょうか。なお、事前に北原委員から修正の御指摘をいただきましたので、お手元の資料は修正して配付させていただきます。

(特に意見等なし)

皆様から御指摘いただいた御意見等につきましては、事務局で必要な作業を行った後、資料と合わせてホームページで公開させていただきます。

続きまして本日の配付資料について、御確認願います。本日の資料は、

- 資料1 諮問及び条例（使用料関連部分）
- 資料2 下水道事業運営審議会における過去2回の改定時論点
- 資料3 下水道使用料体系の変遷
- 資料4-1 経営戦略抜粋
- 資料4-2 経営戦略の投資・財政計画（概要グラフ版）
- 資料5 鎌倉市の環境変化
- 資料6 国土交通省報告概要
- 資料7 下水道使用料比較表
- 資料8 使用水量区分別試算比較表

の9種です。

また、参考資料として、

- 参考1 鎌倉市公共下水道経営戦略
- 参考2 鎌倉市公共下水道経営戦略 資料編
- 参考3 鎌倉市下水道条例
- 参考4 鎌倉市下水道条例施行規則
- 参考5 平成18年「下水道使用料の適正化について（答申）」
- 参考6 下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項

を綴じ込み、置かせていただきました。御確認をお願いいたします。
ここまでで、何か質問などはございますか。

(特に質問なし)

(会長) よろしいでしょうか。では、会議を進めます。
次第3「下水道使用料の改定について」の説明をお願いします。

(幹事) お手元の資料1をご覧ください。

令和3年3月25日、鎌倉市長から当審議会に対し、「下水道使用料の改定について」を諮問させていただきました。

鎌倉市の公共下水道は、使用者から使用料を徴することとしています。

2 鎌倉市下水道条例 第12条の表をご覧ください。現在の使用料体系は、使用水量に応じて区分ごとに1^m3ごとの単価を設定し、使用料の増加に応じて使用料単価が高くなる使用料体系、いわゆる累進制を採用しています。

現行の単価は、1箇月当りの汚水量が8^m3までの分については、汚水量に係わらず、776円です。

8^m3を超え、15^m3までの分については、1^m3につき106円、15から20までは115円、20から30までは125円、30から50までは139円、50から100までは163円、100から300までは214円、300から1,000までは267円、1,000^m3を超える分については1^m3につき325円となっています。

また、公衆浴場その他市長が定める施設のし尿を含まない汚水については、累進制を採用せず1^m3につき5円としています。

一般の利用者からは2箇月分の汚水量に基づき、使用料を徴収することとしていますので、仮に、2箇月で16^m3を使用した場合は、1箇月当りの汚水量が8^m3となりますので、776円を2箇月分、1,552円に消費税を乗じた1,707円が御負担いただく下水道使用料となります。

なお、汚水量の把握方法ですが、原則として、上水道の使用水量が汚水量となりますが、月の途中で転出入した方は汚水量の計算に特例があります。また、上水道の使用水量と汚水量が著しく異なる方は、別に申告をしていただきます。

ここまでで御質問等はございますか。

(特に質問なし)

(幹事) 次に、過去2回の改正時の論点について説明させていただきます。資料2をご覧ください。

平成19年度改定の際の下水道事業運営審議会では、「維持管理費だけでは、適正価格ではないということ。やはり、資本費も入れなければ適正価格とはいえないこと。」との意見が出ています。

これに対して、「鎌倉市は、汚水の維持管理費100%を目指して使用料の改定を進めてきた結果、維持管理費の他、一部資本費に使用料充当している状況となっていること。」「本来、汚水に係る経費は、施設の利用者が負担することが原則であること。」「国によると汚水に係る維持管理費と資本費を賄える料金設定が基本であること。」「したがって、今回、審議会に下水道使用料の適正化について諮問しているが、適正化とは、現在の対象経費の設定を維持管理費のみではなく資本費を含めた料金設定とし、汚水の維持管理費と資本費を賄えるようにすることが、

適正化の内容であること。」の説明を行い、適正化の内容について、審議会で資本費のどの程度に使用料を充当していくのかを審議願いたいとして、三つの改定案を示しました。

案① 維持管理費、資本費全額を使用料対象経費とする。

案② 維持管理費全額と資本費の 40%を使用料対象経費とする。

案③ 維持管理費全額と資本費の 60%を使用料対象経費とする。

なお、いずれにしても、一度に改定すると大幅な料金改定となることから、何年かに分けて改定を実施する等の手法も考えられるが、最終的にどこまでを使用料対象経費とするのかが改定のポイントとなることを説明しています。

これを踏まえ、それぞれの場合で改定率を試算するなどした結果、最終的に改定を一気に行うと大幅な引上率となってしまうため、激変緩和措置として1回目の引上率を 20%とし、中期目標を資本費の算入率 50%とすれば、健全化が図れるとされました。

また区分については、「下水道使用料は、累進制とあって、水量が増えるに従って高くなるが、以前はこの大口を引き上げて、使用料をいただけたところからいただくという時代もあり、また累進制を採用した目的として、節水がありました。むしろ、現在では使用水量は減る傾向にあることから、現行の 9 区分をそのまま使う。」とし、平成 19 年度の改定では、使用料水準のみとしていくとされました。

市議会における議論として、汚水資本費 50%にするには今の使用料でどれくらいのアップが必要かとの質問に対して、今の 2 倍程度の値上げが必要と答弁しました。また、2 割上げると資本費充当率は何%になるかとの質問に対して、使用料を 20%改定すると概ね 14%の資本費充当率になると答弁しました。次に値上げする時期はいつ頃かとの質問に対して、答申から 10 年以内で 50%にもっていくよう 3 年ごとくらいで進めていきたいと答弁しました。

市民の反応としては、問い合わせが約 250 件あり、主な意見として、「だれがどのように決めたのか」「もっと市民に分かるようにすべき」などの意見がありました。

これらの検討、議論を行った結果、ご覧のような料金体系となりました。

平成 24 年度改定では、平成 19 年度改定時の審議会でも議論を行い、答申をいただいていることから、改めて諮問等は行われませんでした。下水道事業の今後あり方について、審議を行っていたことから、下水道使用料について、次のような意見が出されました。

前回（19 年度改定）の審議会でも経営の健全化が議論されたが、独立採算についてはどのように考えているかとの質問については、遠い将来ではありますが、独立採算を目指していくと答えています。また、「下水道事業は公営企業会計で行わなければならない。使用料で賄うものと、税金で賄うものを明確にする必要がある。雨水は税金、汚水は使用料で賄

う。これを混ぜて議論すると、使用料を上げる理由が見えない。」との御意見をいただきました。

市議会においては、使用料を約 10%改定すると、資本費への算入率は何%になるのかとの質問に対して、資本費の 30%になると答弁しました。また、「経済状況を考え公費と私費の割合を半々にする基本的な考え方を見直す必要がある。特に鎌倉の地形的な状況を考えると、他市にはない工事費そのものが相当膨らんでいる。」との御意見に対し、「国土交通省の下水道財政研究会の報告では、負担すべき経費は基本的には全額私費となっているが、審議会では公費と私費の半分ずつとする答申をいただいた。段階的に半分程度になるようには目指していきたい。」と答弁しています。その他に、御意見として、市民生活とのかかわりをもっと考えるべきだとの意見がありました。

市民の反応ですが、問い合わせが 62 件あり、主な意見として、「10%の改定は高すぎる」「今の使用水量でいくらになるのか」などの意見、質問がありました。

これらの検討、議論を行った結果、ご覧のような料金体系となりました。この料金体系が先ほど資料 1 を用いて説明させていただいた、鎌倉市の現行の料金体系となります。

次に、鎌倉市の下水道使用料体系の変遷について説明させていただきます。

資料 3 をご覧ください。

鎌倉市では、昭和 47 年に直接経費のみを対象とし、下水道使用料の徴収を開始しました。昭和 57 年には、使用料の対象経費を維持管理費とし、使用料改定を行いました。平成 7 年には、現行の料金区分と同じ 9 区分制とし、平成 13 年には維持管理費への算入率 100%を達成しています。

平成 19 年には、維持管理費に加え、資本費を算入することとし、平成 24 年の改定において資本費算入率が 44.95%となりました。

なお、平成 19 年、24 年の改定については、先ほど資料 2 を用いて説明させていただいたとおりです。

ここまでで御質問等はございますでしょうか。

(会長) なければ、引き続き説明をお願いいたします。

(幹事) 続きまして、令和 3 年 2 月に、当審議会から答申をいただいた、「鎌倉市公共下水道経営戦略」における投資・財政計画について、改めて説明させていただきます。

資料 4-1 をご覧ください。

投資・財政計画に見込んだ料金改定は、試算 4、10 年間で 3 回の改定とした試算です。

経営戦略では、使用料改定を 10 年間で段階的に 3 回、3 年ごとに行うこととし、その時期を令和 5 年度、令和 8 年度、令和 11 年度としました。

まず1回目、令和5年度の改定では、総務省が示す下水道使用料の最低限の目安、1箇月1 m³あたり150円（家庭用使用料1箇月20 m³では3,000円）とします。改定率は約16%と試算しています。

2回目、令和8年度の改定では、資本費の50%を賄うこととしています。その際の改定率は、約10%となります。

3回目、令和11年度の改定では、資本費の60%を賄う改定としています。その際の改定率は、約12%であると試算しました。

経営戦略では、投資・財政計画を策定し、下水道事業の収支のバランスを図ることとしております。今回、この投資・財政計画をグラフ化し、お示しさせていただきます。

資料4-2をご覧ください。

資料左上のグラフ、資本的支出をご覧ください。

資本的収支のうち、資本的支出につきましては、過去の投資に対する企業債償還金が減少していくことが見て取れます。一方、今後の投資である建設改良費については、増加していくことが見て取れます。

資料右上のグラフ、資本的収入をご覧ください。

資本的収入に関しましては、建設改良工事に伴う国からの補助金の増減や企業債、いわゆる建設工事に対する新たな借金の増加が見て取れません。

資料左下のグラフ収益的支出をご覧ください。

収益的収支のうち収益的支出については、維持管理費に相当する経費に大きな増減はなく、資本的支出の建設改良により新たに取得する資産の減価償却が増えていくことが見て取れます。

資料右下のグラフ収益的収入をご覧ください。

収益的収入については、全体が増加していくように見て取れますが、これは料金収入が増えるためです。経営戦略では、令和5年、8年、11年に料金改定を行うこととしていることから、投資・財政計画においても、先ほど説明させていただいたとおり、料金改定を反映した試算を行っています。

ここまでで御質問等はございますか。

(特に質問なし)

(幹 事) 次に鎌倉市の環境変化について説明させていただきます。

資料5をご覧ください。

鎌倉市では、昭和30年に人口91,328人でしたが、高度経済成長にあわせ増加を続けました。平成に入り、人口は緩やかな増減を繰り返し、令和2年では172,948人となっています。

一方、1世帯当たりの人口は、昭和30年から減少を続け、令和2年では1世帯当たり2.28人と核家族化が進んでいる状況です。

2ページをご覧ください。こちらは、上水道の有収水量をお示しして

います。上水道の有収水量は、平成 19 年から緩やかに減少を続けています。下水道の汚水量は、上水道の使用量とすることが原則ですので、上水道の有収水量が減少すると、それに連動して下水道の汚水量も減少します。

3 ページをご覧ください。

「大口利用者の変遷」について説明させていただきます。

鎌倉市では、現行の下水道使用料単価において、最大従量使用料単価が月 1,000 m³超の区分となっていますので、月 1,000 m³超の使用をする施設を大口利用者として抽出しました。

グラフで折れ線グラフは大口利用者の件数を、短い棒グラフは月平均の排水量を、長い棒グラフは使用料の合計額をそれぞれ表しています。

これまで、大口利用者の件数、排水量などは上げ下げを繰り返しながらも、微増する傾向にありましたが、平成の終わり頃から令和に入っては、件数、水量、使用料共に減少する傾向が続いています。

4 ページをご覧ください。

区分別使用料の推移をグラフにまとめました。

平成 19 年、平成 24 年にそれぞれ料金改定を実施していますので、使用料総額が当該年に増額しています。このグラフからは、平成 23 年までは 31 m³以上の利用者による使用料が全体の半分以上を占めていたこと、平成 24 年の料金改定時にはほぼ半分になり、その後 30 m³までの利用者の下水道使用料の全体に占める割合が増えていき、今では 30 m³までの利用者の下水道使用料が使用料収入の半分以上を占めることが見て取れます。

5 ページをご覧ください。

こちらは、年度ごとに各水量区分が全体の料金区分にどの程度の割合で占めるのかを表したグラフです。こちらのグラフでは、先ほど説明させていただいた状況がより視覚的に分かりやすく見ていただけたと思います。

1,000 m³以上の大口利用者の下水道使用料が全体に占める割合は微減を続けており、30 m³以下の利用者の下水道使用料が全体に占める割合は微増を続け、令和 2 年には約 57%になっています

鎌倉市における下水道をとりまく主な環境変化は以上ですが、国では「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」を開催しておりますので紹介させていただきます。

資料 6 をご覧ください。こちらは検討会の報告書概要です。国においてはこの他に報告書も出されておりますが、本日はこの概要を基に少し詳しく説明させていただきます。1 ページをご覧ください。

「1. 下水道事業を取り巻く現状」では、施設・設備の老朽化の進行に伴い、今後、維持管理・更新費は増大する見込みであることや、有収水量は減少していく見通しであることを述べています。

2 ページをご覧ください。「2. 下水道の収支構造に関する主な課題」

では、「1. 中長期収支見通しの作成が不十分」、「2. 収支構造見直しの必要性の確認が不十分」、「3. 多くの団体で、収支均衡の見通しが立っていない」、「4. 費用構造に比べ、使用料収入に占める基本使用料の割合が低水準となっており人口減少等により、サービスの維持が困難となるおそれ」があることなどを述べています。

このうち「4. 費用構造に比べ、使用料収入に占める基本使用料の割合が低水準となっており人口減少等により、サービスの維持が困難となるおそれ」では、「下水道事業は、費用構造に占める施設の維持管理費や資本費などの固定費の割合が極めて高いため、これを使用水量に係わりなく賦課される基本使用料で回収することが本来的には望ましいが、その場合には基本使用料が著しく高額となり、小口需要者の負担が大きくなるとの問題がある。そのため、従量使用料と本使用料の二部使用料制度により、そのバランスをとることが重要である。一方現状では、費用構造に占める固定費の割合が9割以上を占める中、収入に占める基本使用料収入の割合は3割に過ぎず、費用構造に比して、非常に不安定な料金体系となっている。今後の人口減少等による使用水量の減少が見込まれる中で、下水道サービスを維持していくためには、基本使用料に配賦する固定費の割合は漸進的に高めていくことも視野に入れた使用料体系の設定が必要と考えられる。」としています。

3ページをご覧ください。「3. 今後目指すべき下水道事業経営の方向性と国等による支援等のあり方」では、『経営状況の「見える化」等による住民理解の促進』や「経営努力の徹底」に触れています。

これについては、「下水道は市民生活と経済活動にとって欠くことのできないインフラであるが、施設の多くが地下に埋設され直接見ることができないこと、水洗トイレが当たり前のものとなったこと等により、利用者が下水道の存在を意識する機会は多くない。下水道事業の継続には使用者の理解と協力が不可欠であり、下水道管理者は使用者に対して、日頃から、様々な機会を通じて、都市の清潔保持や伝染病の予防、河川の水質保全等の下水道が担っている役割や効果、事業運営上の諸課題について、積極的に広報を行っていくことが重要である。

特に、経営の状況については、公営企業会計の適用や経営戦略等の策定・改定を通じた「見える化」を図り、「基本的考え方」に掲載されている事例集等も参考として、分かりやすい形で、収支構造の妥当性を明らかにすべきである。

下水道事業の経営は、一般会計との適正な経費負担区分を前提に、公営企業として独立採算制の下に行わなければならないとされている。また、事業実施の財源として徴収する下水道使用料は、下水道法第20条第2項に定める原則に則ったものでなければならない。使用者に応分の負担を求める大前提として、下水道管理者には「能率的な管理」のために、不断の経営努力が求められる。」としています。

4ページをご覧ください。ここでは「3. 中長期的な観点からの適切な

収支構造への見直し等」が必要であることを述べており、ここの二つ目の○で「下水道使用料体系としての二部使用料制の原則化等」として、「基本使用料と従量使用料の二部使用料制を原則とし、費用構造等を踏まえ、水道で導入されている給水口径別基本料金制度も参考として、漸進的に基本使用料割合の向上を図る。」としています。

ここでは、「将来の有収水量の減少に備えるためには、利用の実態、今後の見通し、費用の構造等を踏まえて、基本使用料と従量使用料からなる二部使用料制を原則とした上で、基本使用料の割合を漸進的に高めていく必要がある。

なお、基本使用料の使用者間での配賦方法について、例えば、水道で採用されている給水口径別基本料金制度等も参考にして、ピーク時の使用水量が終末処理場等の施設規模の設定・整備費用に与える影響を考慮した配賦方法とすること等も検討すべきである。」としています。また、「使用水量の大宗を占める小口使用者の負担を小さくするために、一部の大口使用者のみに過度な負担を強いることは、景気動向で水量の多寡が左右され、経営の不安定化を招くとともに、民間企業等の転出や自己処理への変更を誘発して、結果的に小口使用者の負担増を招くおそれがある。このため、従量使用料における累進度の設定に当たっては、使用水量区分ごとの使用者分布の実態及び今後の見通しを十分に踏まえつつ、ボリュームゾーンに分布する使用者群において、汚水処理原価に近い使用料単価を負担することが基本となるよう留意すべきである。」としています。

以上が国における検討の概要ですが、ここまでで御質問等はございますか。

(委員) 基本的な質問ですが、鎌倉市の人口はおよそ 17 万人で推移し、1 世帯あたりの人数も 2 人と減ってきています。世帯数は、17 万人を 2 で割ったのが世帯数となると思います。使用料を求める時に、汚水の量とは上水道と同じとカウントしているとのことで、メーターは 1 世帯に一つなのではないでしょうか。そのカウントの仕方、考え方を教えてください。

(幹事) 水道のメーターについては、鎌倉市の例でいうと、県営水道、水道局の検針の水量とイコールになっております。検針日については、水道局の検針員さんが基本的には一般家庭の場合は 2 箇月に 1 回で、水量を決定していると伺っております。

(委員) 下水道使用料の 1 m³あたりの金額を決定していくのにあたって、メーターの現実な把握の方法、人口あたりいくつあるかというのはどうやってわかるのでしょうか。

(幹事) いまの御質問はメーターの数がいくつあるのかということによろしい

でしょうか。メーターの数については、水道局のエリア内、下水道使用料については上水道と一括して徴収することになっており、水道局でメーターの数を把握しております。そのメーターから実際に排出される水が下水道に接続されているかどうかというのは、鎌倉市の下水道経営課で接続状況を把握していますので、それによって件数というのを把握することが可能です。

(委員) 二月の1 m³あたりを把握して、それを2で割り一月の1 m³の単価を決定するというしくみの要因として、鎌倉市でいくつメーターがあるのかという、1世帯につき一つという考え方はできますか。現実的な上水道の把握を含めて、県の方に質問させていただきたいです。

(委員) メーターの数は基本的には、一般家庭では一つだと思います。例外的に複数ある場合があるかと思いますが、おおまかな目安としては1世帯、1戸あたり一つということで問題ないと思います。

(委員) ありがとうございます。今料金体系を決めるということで、サマリーバランスで収入とコストの両方の面から検討していると思いますが、私は将来に対する投資だと思います。将来の人口あるいは世帯数を予測して、上水道の量によって汚水の量も決定していく、受益者負担の考え方、市民に説明する時にも大きなポイントになると思います。

(委員) 私もお伺いしたいのですが、上水道のメーターは、私のところは20～25 mmだったかと思いますが、家や地域によってばらつきがありますか。

(委員) 一般家庭では、そんなにばらつきはないと思います。小規模なところは13 mmで、多いのは20 mmだと思います。25 mmというのはかなり大きいかと思われれます。

(委員) 最近2世帯住宅をみかけるようになり、電気料金は分けているところも見ますが、水道料金は分けていないのではという気がします。そのあたりの実態でご存じのことがあれば教えていただきたいと思います。

(委員) 2世帯住宅の場合はそれぞれ居住者の考えだと思いますが、水道メーターごとに料金は請求しますので、2世帯の場合、それぞれの世帯で料金を払いたいということであれば、メーターを二つ設置なさるのではないかと思いますし、まとめてということであれば一つの設置ということもあると思います。

(幹事) 一般的に電気でしたら、1本引いて中で分配するということがありますが、2世帯住宅などで水道を二つ引くということになると、メーター

を二つ引くことになり、2口加入しなければならないということになります。中で分ける、例えば小メーター付けるなど、道路を掘って新しく水道管を引いて各世帯でもってくるというのは、極力少なくするという世帯が多いように感じます。

(委員) パブリックコメントで、一人住まいが増えるでしょうから、そこからお金をとることは感心できないとありましたが、世帯の規模に関係なく、使用した水の量で料金を決めていくほうが、従量制の考え方に合うのではないかと思います。もう一つ、基本料金をどうするか。基本料金はあまり安くしないで、どの世帯でも使用頻度に関わらず、ある程度は負担するような制度が良いと思いました。

(幹事) 鎌倉市の場合、8 m³までの場合として設定しておりますので、仮に水の量がゼロだとしても、8 m³使ったものとして料金をお願いしています。

(委員) 私からも補足させていただきます。世帯あたりのメーターの数が議論になっておりましたが、資料2にありますとおり、下水道料金の体系が使用量に応じてとなっております、同じく神奈川県の水道料金も使用量に応じてとなっております。区分も資料2使用料体系と同じリンクしております。

東京都などは、メーターの口径で決めていたりするようです。口径が大きくなれば基本料金が大きくなる、あるいは従量料金が大きくなるという場合があります。神奈川県は、メーターの口径に関係なく使用量で決まりますので、補足させていただきます。

(委員) この部分は今後の料金体系を決めるうえで、もっともベースになる話です。メーターが二月ごとの計算で何m³使い、それを2分の1にして、1箇月あたり何m³に該当するかという料金体系に当てはめていくわけですから。例えば、先ほど水道管を引いてきてというのは、あまりないとの話でしたが、それが可能なら、1メーター一月の何m³が変動して区分がどこに該当するのかによって、上水道、汚水の料金が決定するわけですよ。1世帯に1メーターあるのか、いくつあるのか、今後重要になってくると思います。

(幹事) アパートの場合、各世帯に水道のメーターが設定され、それによって料金をいただいております。古いタイプのアパートはメーターそのものが1本しかないというケースがあり、下水道の場合は世帯ごとという基本原則があるので、先ほど御説明にもあった小メーターで、各世帯で実際に使った水量を申告していただき料金をお願いしています。

今委員から御心配事であった、仮に水をたくさん使う所が、水洗の数を増やして、なるべく安く済まそうする可能性はありますが、原則とし

てお断りしています。今のところ従量制でございますので、100 使うところを、半分の 50、50 にすれば安くはなるが、原則できないと御理解いただければと思います。

(委員) ありがとうございます。鎌倉市地方公共団体が行う上下水道運営というのは、サービス業に当たるのでしょうか。市民の方も公共のサービスとして上下水道事業があるような理解だと思えます。そうすると商業簿記にあたると思えます。またサービス業よりも製造業に下水道事業はあたるのではないかと思います。そうすると工業簿記の方が近いかと思います。それによって製造原価のコスト計算、減価償却費など、サービス業における人件費、材料費と、製造業における材料費、人件費など経費が違うので、サービス業的な考えを変えていくという、市民への説明が必要なのではないかと考えます。

(幹事) 簿記に関して、公営企業会計に移行してしまして、商業簿記なのか、工業簿記なのか、二分できないところもございます。御意見のほうは参考にさせていただきます。ありがとうございます。

(会長) 私の感覚的には、水道、電力もそうですが、社会基盤的なインフラの特色として、最初に大きな投資をして大きな施設を作ることによって、やっとサービスを開始することができる。

電力ですと、発電所や送電線はものすごくお金がかかってコストの多くを占めています。毎月電力を提供するというサービスをしながら、最初の投資コストを何年もかけて返していくというイメージでおります。

(事務局) 会議開会から 1 時間を経過しましたので、換気のため休憩をいたします。

(休憩)

(会長) 引き続き会議を再開させていただきます。何か御質問等ございますか。

(委員) 資料 4-2 経営戦略の投資・財政計画にあります資本的収入、収益的収入について質問です。他会計補助金は一般会計（租税）からで、企業債、国（都道府県）補助金は、以前委員会で、鎌倉市は不交付団体なので国からの補助金は受けられないと、企業債や収益的収入の補助金についても、収入としてあげられないのではないのでしょうか。

(幹事) 資料 4-2 資本的収入のグラフ、他会計補助金については、御指摘のとおり一般会計からの繰入金です。企業債は、鎌倉市の下水道事業の起債いわゆる借金をして、それを収入としてまずは扱うというものです。

国の補助金については、建設工事そのものです。例えば5億円かかるとなった場合、鎌倉市のこの分についての補助金です。一般的には50%が多いですが、これに関する補助金については国から交付していただいています。国からの補助金はないのではという御指摘は、鎌倉市は交付税の不交付団体となっておりますので、一般的に交付税措置と言っておりますが、借り入れたお金の借金を返す時に、基準に従って一般会計から繰入れるお金については市が一般会計として国から交付税として補助を受けることがあるのですが、鎌倉市はこの部分についてできないということです。一般的な工事の工事費に対して、国が補助してくれる補助金は鎌倉市でも国から受け取れることとなります。その分がこちらに記載してあります。

(委員) ありがとうございます。受益者負担で利用者に料金を値上げするところの入口だったように理解しています。国からの補助を受けてなるべく市民には負担をかけないという説明ができると思います。起債というのは、法令にしたがって返還金の補助がうけられないので、分かりやすく市民に説明ができると思いいます。その限られた収入の中で利用者による受益者による負担をしてくださいと話がつけられるので大切だと思ひます。さらに左下の収益的支出の減価償却について、これは企業会計的に減価償却費というのは、内部留保、これは将来への投資になると思ひますので、これも市民へ説明する時に企業会計を示すうえではキーワードになると思ひます。

(幹事) おっしゃるとおり、減価償却については現金の収支が伴わない費用になりますので、ただ今の御意見参考にさせていただきます。ありがとうございます。

(会長) 作る時に、枝線の管をのぞいた幹線と処理場は半分国が補助してくれて、残り半分は起債をするしくみです。鎌倉市も昔は100億円規模の投資をしていた時代がありましたけど、グラフを見てもここしばらくは10億円以下と投資を止めていたわけですが、これからまた改築の時代に入って毎年何十億円という投資をしていくにあたり、半分国費をもらえるか否かは大きな要素になってくると思ひます。国も借金が多くなって、公共投資に対する補助金が不足なのが心配ではあります。

(委員) 資料5の3ページ目の大口利用者の変遷というところで御質問です。直近で令和元年から令和2年で件数が42件から36件に減っています。これは件数自体が減ったのか、水量が大口の規模に達していないのか、排水量自体が大口でなくなったのか、コロナの影響もあるかと思ひます。確認させていただきたいです。さらに平成24年と令和2年と比べると7~8,000万円下がっているので、大口の影響をかなり受けていると感

じます。県下では大口の事業利用が多いイメージですが、鎌倉市は大口の利用者が多くないイメージがあります。このことについてもどういう状況が教えていただきたいです。

(幹事) 資料5の3ページ大口利用者の変遷について、令和元年42件から令和2年の36件なのですが、大口企業の転出についてはあまりないのではないかと、やはり大口に該当しなくなったケースが多いのではないかと考えております。鎌倉市は従業員が多い産業構造はあまり多くなく、小口が多いと経済センサスの数値に表れてきています。本日鎌倉市の産業構造部分まではお持ちできなかったのですが、工業地帯的な大口利用者は少ないというのが現実でございます。

(委員) 大口に頼るとするのは難しいなと思いました。ありがとうございます。

(幹事) 本日お配りできる資料としては持ってきていませんが、平成28年に経済センサスの調査が行われていて、鎌倉市の事業所数が7,226ございました。小田原市は7,763とあまり変わらないのですが、事業所そのもので言えば、鎌倉市は宿泊、飲食が多い特徴がございます。卸売りがほとんどなく、小売りでございまして、宿泊、飲食もそのほとんどが飲食という特徴です。さらに従業員数では4人以上の事業所となると大幅に数が減ってしまうという特徴がございます。

4人以上の事業所の数でいうと平成30年では鎌倉市は65まで減ってしまいます。小田原市では209という違いがあります。他市ですと、大和市では186、藤沢市は288、鎌倉は65となります。

(会長) 産業の種類によって水をたくさん使う工場もあれば、そうではないところもあるので、他の市もランク別の水量や料金がわかるようなら調べてあとで教えてください。

(幹事) 承知いたしました。

(会長) その他、御質問等ございますか。

(特に質問なし)

(会長) では引き続き資料7について説明をお願いいたします。

(幹事) 資料7をご覧ください。

全国の類似団体と県内他市との違いについて説明します。

総務省では、毎年、全国の地方公営企業における、決算の状況を調査し

ていますので、直近の決算である令和元年度の数値を用い比較します。

類似団体抽出の方法は、処理区域内の人口が10万人以上で、処理区域内の人口密度が1ヘクタールに50人以上、供用開始後30年以上経過している団体のうち公営企業会計制度を適用している団体を類似団体として抽出しグラフにまとめました。

なお、県内の類似団体は、横須賀、平塚、小田原、秦野の4市です。

20 m³の価格で比較した場合、鎌倉市の現行の使用料では2,302円ですので、中位より若干下に位置する結果となりました。

なお、最高額の三重県四日市市は1箇月に20 m³を使用した場合の下水道使用料が3,520円ですが、四日市市は平成29年、2007年に基本料金について4割近くの値上げを行った経緯があります。また、「基本水量を5 m³と少量にすることで、市民の節水努力を促すと共に、一般汚水の第一区分を使用量1箇月30 m³までとし、一般家庭に対応している。」ということです。ちなみに、30 m³までの単価は1 m³あたり183.6円でした。

一方、最も安い愛知県小牧市は、使用水量が2箇月で20 m³以下の場合基本料金のみという特徴があります。

次に、2ページ、8 m³で比較したグラフをご覧ください。

基本料金の体系については、各団体で様々な方式を採用しており、単純に比較することは困難です。そこで、月に8 m³を使用した場合の価格で全国の類似団体と比較しました。

8 m³の価格で比較した場合では、鎌倉市は中位より若干下に位置します。

以上のことから、現行の鎌倉市の下水道使用料につきましては、全国の類似団体と比較した場合には、若干安価な傾向にあると言えます。次に、県内各市との比較も行いました。

3ページをご覧ください。

まず、1箇月に20 m³を使用した場合の比較です。最高が三浦市の2,921円、最も安いのが南足柄市の1,779円です。鎌倉市は2,302円です。

4ページをご覧ください。

1箇月の使用水量が8 m³であった場合の各市の下水道使用料もグラフにして比較しました。

最大は三浦市の1,006円で、最小は逗子市の566円になります。鎌倉市は776円です。

なお、逗子市につきましては、令和4年に下水道使用料の改定を予定しています。また、秦野市、綾瀬市につきましては令和5年度に料金の改定を予定しているとのことでした。

5ページをご覧ください。

この資料は県内各市の基本料金、使用料区分等を表したものです。鎌倉市は太枠で囲み、1番左に表しました。鎌倉市の基本料金は8 m³まで1箇月当り776円、料金区分は9区分となっており、1,000 m³以上の使用については、1 m³当たりの単価を325円としています。

基本使用料については、各市で基本使用料とする使用水量等が異なります。神奈川県内では、19 市中 16 市が 1～8 m³までを基本使用水量とし、横須賀市、三浦市は 10 m³までを基本使用水量としています。また、秦野市は 4 m³までを基本使用水量としています。

各市の料金区分ですが、平塚市が最も多く 16 区分となっています。一方、横須賀市につきましては 6 区分となっています。多くの団体が鎌倉市と同じ 9 区分又は 10 区分を採用しています。資料の右側に参考でお示ししているのは上水道の料金体系です。

区分数につきましては、6 ページで下水道使用料の採用区分数をグラフで表しました。

先程説明させていただいたとおり、県内では 9 区分を採用している団体が最も多くなっており、鎌倉市もこの 9 区分を採用していますが、これは上水道の料金区分数に準拠していることが理由として挙げられます。

5 ページにお戻りください。

また、近年改定を行った団体で、審議会等の議事録を公開している団体を調べましたところ、座間市については、平成 28 年の改定時に基本使用料を増額改定し、従量使用料については累進度を圧縮した経緯があり、平成 31 年度の改定においても下水道使用料は公平に賦課すべきであり、従量使用料の賦課については、排水量が多い水量区分から徴収するのではなく、均等に徴収すべきなどの意見が出されました。

なお、従量使用料とは、下水道に流した汚水の量に応じて変動する使用料を言い、下水道事業においては使用水量が多くなるほど単価も高くなっていくのが一般的です。

次に、平成 29 年度に改定を行った藤沢市は、前回（平成 23 年 4 月）の改定時に累進度を下げる見直しを行っており、平成 29 年度の改定時には累進度を維持することとしています。また秦野市においては、平成 25 年の改定時に基本排水量を 8 m³から 4 m³に引き下げ、これに伴い 4 m³までの基本料金を設定したこと、大口使用者の過重負荷を回避するため、中間層の改定率を高めたことから、平成 29 年度の改定時には現行の下水道使用料体系は適正と判断し、全排水水量区分に公平な負担を求めました。

平成 27 年度に改定を行った三浦市では大口需要者のうち 1 社が突出していることなどから、過大な累進制を避けるため 500 m³から 1,000 m³、1,000 m³超の区分を廃止し、300 m³の単価にまとめ、各区分一律の改定とした経緯があります。

最後に、5 ページ下段の各市の比較を説明させていただきます。神奈川県内の下水道事業は、各市で終末処理場を有し、汚水の処理を行う単独公共下水道と、県の流域下水道に接続する流域関連公共下水道があります。鎌倉市は単独公共下水道で、市が終末処理場を有していますが、相模原市、平塚市、茅ヶ崎市、厚木市、海老名市、座間市などは相模川流域に、小田原市、南足柄市は酒匂川流域下水道に接続しているため、各

市で処理場を有していないという特徴があります。

一方、鎌倉市は、市域の中央部を東西にわたって連なる山々が分水嶺となる地形的な特徴から、市域の南側を鎌倉処理区、北側を大船処理区としています。このため、鎌倉市は終末処理場を二つ有しています。

さらに、鎌倉処理区については、工事着手の時期が早かったことから、污水管の埋設を深くすることができず、ポンプ場を設置し、污水を終末処理場に送っています。このため、鎌倉処理区にはポンプ場が7箇所あります。

また、鎌倉市は市内全域が分流式の下水道ですが、県内の半数は合流式と分流式の併用となっています。このように県内の各市を比較した場合、処理場の有無や、処理方式の違いなど幾つかの点が異なります。

類似団体の比較は以上ですが、ここまでで御質問等はございますか。

(委員) 資料7の1ページ、20 m³使用料の全国の類似団体の資料ですが、私は愛知県名古屋市出身で、隣では三重県四日市市という工業地帯で工業用水の使用量という意味で断トツに多いのでは。一番下の小牧市というのは名古屋市の北に面するところで、人口密度は50人以上でしょうけど、鎌倉とは地域的なイメージが違う。この使用料比較表は何を意味しているのでしょうかというのと、鎌倉市は良い街なのだなということです。2ページ目、8 m³非常に少ない使用料の場合で、1番少ない使用料で広島県呉市、これも特徴的な街で、昔の海軍の軍港がある街ですね。1番下の鹿児島県鹿児島市というのも、古い藩の街で、これも何を意味しているのだらうと思うと、鎌倉市が真ん中にあるということで平均的な街であると意味をしているのでしょうか。3ページ目、県内団体の下水道使用料、20 m³と8 m³ですと、近隣の市町村のなかで鎌倉市はどういう位置づけということ、市民の受益者負担していただく可能性、伸びしろがあることを示唆するものだと思います。

先ほど商業簿記と工業簿記のお話を出しましたが、その意味合いをお話させてください。商業簿記とは限られた収入、今の下水道使用料、そしてコスト感覚、コストを減らしていく、鎌倉市の職員のかたが最大限努力している結果だと思いますが、工業簿記的には下水道施設というものを作っていくためには、大きく経費は三つに分けられます。一つは直接の材料費、二つ目は直接の業務費、三つ目は間接的な材料費・労務費の経費に分かれて何を意味しますかというのと、無駄な経費はなにひとつなく、水道公共施設の要素になっていくので、商業簿記的な考え方をすると経費を安くすれば良いという考え、工業簿記的な考え方をすると、すべての経費は公共資産に繋がっていくので、資産と計上するためにもコストをかけて良いものを作っていくという前向きに考えられると思います。公共施設は経費に対して減らせば良いという考え方ではなく、増やして良いものを作り上げていこうという考えに転換する時期にきているのではないかと思います。

- (幹 事) ありがとうございます。今資料で全国の比較と県内の比較をさせていただいております。先ほど前半で説明させていただきました国の検討会で概要版をお示ししていきまして、概要版からは漏れてしまっていますが、報告書のなかでは、近隣都市とのバランスを過大に重視してしまい、収支構造の適正化の判断が適切なものとなっていないおそれがあるのではないかと指摘されています。一方で、総務省が行っている決算統計ではある程度、市の面積であるとか人口密度であるとかで、各市を比較する構造になっております。今後、鎌倉市の人口、世帯数など、先ほど説明にもあった処理場の地形的な特徴もあり、加味していきながら料金の改定について御議論していただけたらと思います。
- (会 長) 下水道会計のあり方については、総務省が中心になっていろいろな検討をし、制度を作ってきたわけですが、公営企業会計が基本です。以前は大都市だけでしたが、近年は中小市町村を含め公営企業会計に移行しています。世界では、アセットマネジメントの国際規格委員会でのインフラ会計議論は、国毎いろいろな事情、経緯もあって、会計方式等を統一する議論は進めていませんが。鎌倉市が公営企業会計に移行し、減価償却の考え方で、まず必要となる大きな投資の影響が見えやすくなったと思います。
- (委 員) 資料7でお示しいただいている 20 m^3 と 8 m^3 ですが、 8 m^3 は個人世帯のイメージで出されていて、 20 m^3 は $\times 4$ 人の世帯というモデルの認識でいるのですが、よろしいでしょうか。
- (幹 事) 8 m^3 につきまして、鎌倉市の基本料金が 8 m^3 までとなっておりますので、鎌倉市の基本料金で算定してみましたというイメージです。 20 m^3 については、1人あたり $8 \sim 10 \text{ m}^3$ で、昔は3人世帯と言われていたのですが、国の決算統計では 20 m^3 で比較しているので、その数値を使用している状況です。人数という視点で抽出したわけではありません。
- (委 員) 一般的にそういう感じかなと。1人あたり 8 m^3 で人数が多くなるにつれて使用量が減っていくという話です。
- (委 員) 資料7の5ページ、6ページ、鎌倉市は一人世帯が多くなってきているとのことで、 8 m^3 を使用する方が多くなっているということですか。秦野市は 8 m^3 では鎌倉市よりも高い料金になっていて、 1 m^3 になると秦野市は1番安くなっています。これは秦野市が鎌倉市よりも細かく区分を設定しているので、使った分だけの料金となっているのですか。
鎌倉市は 1 m^3 も 8 m^3 も同じ料金で、秦野市は下がっていますね。

- (幹事) 資料7の5ページ。神奈川県で秦野市だけが4 m³までの料金区分を持っています。その他各市は1～8 m³という料金区分がもっとも多く、その他1～10 m³が小口料金を細分化していないという特徴がございます。唯一秦野市だけが、前回の改定の際に小口を細分化して4 m³以下という区分を設けました。8 m³で比べると大差ありませんが、仮に一月1 m³だけ使うという場合、秦野市が突出して安くなります。
- (委員) 実際1人住まいの方は、8 m³以下となっている方が多いのではないのでしょうか。そうしますと、秦野市が良心的、少ない水量の方は非常に安くなっているとみられます。
- (幹事) 御指摘のとおり、一般的に一人暮らしの場合、月に8 m³使うと言われていましたが、節水等が進んでいることや、生活スタイルの変化、特に单身の方の使用水量が日中家にいないなど、使用水量は大きく減ります。そういったところを議論されまして、秦野市につきましては、少なく使っている人は少ない負担で良いだろう、という料金区分を採用した経緯があります。
- (委員) 鎌倉市はそのあたりは検討されないのですか。
- (幹事) このあと、区分につきましては審議会の委員の皆さまで御議論いただければと考えています。鎌倉市でこうするというよりかは、今日の段階では区分についてはこのような形で提案させていただきたいと思えます。全国で見ますと、単純に1 m³いくらという料金を設定している団体もございます。1箇月使っても使わなくても1箇月基本料金いくら、それに使った水量に料金をかけていくらという団体など、いろいろございますので、御議論いただければと思います。
- (委員) ありがとうございます。
- (委員) 資料7の5ページ、表の見方を教えてください。1番左鎌倉市の基本使用料について、基本使用料776円で、仮に一月1 m³使ったら、基本料金に使用料で2倍の1,552円という計算でよろしいでしょうか。
- (幹事) 基本使用料は、これはゼロでも1でも776円になります。1 m³使っても8 m³使ってもこの枠入りますので、776円です。
- (委員) 基本使用料という表示額はここにはないのですか。
- (幹事) 鎌倉市の場合は基本使用料いくらというものではなく、8 m³までを基本使用料に準じるかたちで一律で料金をお願いしています。

(委員) 表の1番下のところ、20 m³/1月使用料 2,302 円とありますが、従量使用料 20 の部分を見れば、1 m³あたり 115 円なので、それを 20 倍の約 2,300 円になるという計算、それは基本料金と使用料込みでという計算をされるのでしょうか。

(幹事) こちら料金の比較になり、分かりにくく申し訳ありません。従量制度になりますので、20 m³使った例で説明しますと、8 m³まで 776 円、9～15 m³については、106 円を掛けます。そこに先ほどの 776 円を足します。さらに 20 m³の場合、16～20 の 5 m³分は 1 m³あたり 115 円を掛けて足していく。使っていく水量が増えた部分に対しての単価があがっていく方法をとっています。20 掛ける 115 という単純な計算では 20 m³あたり 1 月 2,302 円という価格にはなりません。複雑で申し訳ないのですが、計算としてはそのように行っています。

(委員) ありがとうございます。

(会長) この表の左の欄に、縦に従量使用料 1 m³につきと書いてあるので、誤解しやすいのかと思います。多くの市の場合、8 m³までは同一固定料金で、9 m³以上が 1 m³あたりこの単価がかかってくるということですね。

(幹事) そのとおりでございます。

(委員) 同じ 5 ページ目のところで上水道の使用料が 20 m³あたり 2,509 円で、下水の 2,302 円を下回っています。下水道のほうが処理にお金がかかるイメージですが、市民の感覚として、下水道にはお金を払にくいということですか。

(幹事) 市民の感覚として払にくいというよりは、料金の改定をやろうとしてはいたが、消費税の改定などがあり、定期的には実施されなかったということで、現状、上水のほうが 20 m³あたり若干割高になっているということです。神奈川県では、平成 15 年から上下水道の一括徴収を行っています。それまでは、県営水道が上水道を供給しており、下水道はそれぞれ各市でという、料金の系統が 2 系統に分かれておりました。東京都ですと、上下水道 1 本、横浜市も上下水道 1 本でございます。なかなか上水道、下水道の料金が分かっていると理解されにくいという現実がございました。平成 15 年からは県営水道の御協力を得て、一括で徴収しておりますが、料金の改定が各市バラバラで、こういった所が料金の開き等に表れているのではと思います。

(会長) 国土交通省から最近、近隣都市にひきずられ過ぎないようにという報

告があると説明がありました。全国 1,800 市町村、人口、面積、地形、支出構造など全く違います。総務省では人口など、いくつかの指標をとって、似た都市グループに分類し、その中で比べようと言っています。下水道は先ほど大きな装置産業という話をしましたが、下水道を作る時にいくらかかるかということが大きく影響してきます。地盤が悪い市もあり、同じ管を 1m 埋めるのに、沈んだり浮き上がったりしないよう他の市の何倍も費用がかかります。逆に岩盤だと固すぎて、削りながら管を埋める必要がある。それから地形も、山で分断されているところでは、個々で小さい処理場を作るか、集めるのに山を越えないといけないので、コストが何倍も違う市町村が出てきます。下水道料金では、周辺市町村の単純比較に引っ張られず、もともとのコスト構造が違うということを忘れないようにという事ではないでしょうか。

(委員) 先ほどの秦野市の区分が細かくなっており、スタートが 365 円から始まっているというところで、参考までにこの逆の例を御紹介します。前回の会議でちょっと触れた他県にある山荘の最新の上下水道料金を調べてみました。上水道は据え置きでしたが、下水道は昨年秋に改定され、2 箇月分の基本料金が 3,600 円、基本使用料の最低が 20 m³でした。これは鎌倉市でいうと最初の 20 m³までの区分三つを一つにまとめたことになります。全く使わなくても、2 箇月で上水道は 1,400 円、下水道は 3,600 円、税込みで計 5,500 円が請求されます。1 m³あたりの単価は下水道が 20 m³まで 30 円、上水道では 111 円もしています。なぜそうなのか。もしかしたら水を引く時の工事の難しさ等もあるのかもしれませんが、パブリックコメントにあった、別荘の人達から料金を取る、取らないという話から言えば、秦野市はあまり利用しない別荘の人には優しい料金設定をしている、という気がします。あまり使わない家が鎌倉市内にある人には、この辺りが気になるかと思います。調べてみると、全国の市町村みんな違っています。神奈川県は三浦市を除き、基本使用料が 3 桁なので恵まれているのではという感想を持ちました。

(会長) 別荘の事例でしたが、他にはなにか気づかれたことはありますか。

(委員) 資料 7 の 5 ページ、さきほど累進課税ということは理解できましたが、これから料金を改定していくにあたり、少ない使用量の人達にはあまり値上げをしないという分類 0 ~ 8 m³の人達は、1 m³につき基本料金を含んで 776 円を負担する。基本使用料を含んでというのを表に加えたほうが良いのではないのでしょうか。

(幹事) おっしゃるとおり、基本料金として鎌倉市は 776 円。分かり難い表については、修正を加えてまたお示しできたらと考えております。

(会長) 他には御質問等はございますか。

(特になし)

(会長) 次に資料 8 の説明をお願いいたします。

(幹事) 最後に、資料 8 をご覧ください。

これは、今回参考として、経営戦略に示された、一律に 16% の改定を行った場合で試算した試算比較表です。

2 ページをご覧ください。この場合の使用水量 20 m³での一月あたりの下水道使用料は、16% の改定で 2,673 円となりました。

今回の審議会では、料金区分は 9 区分、改定率、各区分の負担割合を御議論いただきたく、お願いいたします。説明については以上です。

(会長) 料金改定にあたっての基本は、前回の経営戦略で、1 回目は国の言う最小限の 1 m³あたり平均 150 円になるように、平均 16% アップになるはずだという試算でした。すると議論の可能性としては、区分について違う考え方があるか、区分のあり方が決定したら、一律アップと違う計算の仕方があるかどうかという 2 段の議論がありうるかと思えます。まず切り方区分に関しては、鎌倉市ではここ数回の改定ですとこの区分でやってきているのですね。

(幹事) 鎌倉市ではここ数回は、現行の 9 区分を採用しています。資料 3 に過去の下水道使用料体系の変遷がございまして、平成 7 年改定から現行の 9 区分になっております。平成 7 年、平成 10 年、平成 13 年、平成 19 年、平成 24 年に改定しておりますが、この 9 区分を採用している状況でございます。

(会長) 先ほどの県内の流れで言うと、秦野市だけ小さい区分をさらに小さくするという考え方、これは基本使用料の割合を減らすことにはなるかと思えます。もう一つ、別荘の議論でもありましたが、下水道は装置産業で最初引くときに大きなコストがかかるので、水を使っても使わなくても最初にかかったコストを回収するという発想で、例えば 20 m³まで同じ区分、料金にしてしまうという考え方など、もし変えろとすれば、こういう議論があるかと思えますが、なにか御意見ありますか。

(委員) 5 ページの区分別使用料割合の推移で、100 m³以下の割合が増えていると読み取れますが、区分を検討するために 0～8、9～15 は良いとして、そのあとの 16 以降 100 までのところを、今 2 区分ですがそれを 3 区分にしたらどうなるかなと思えます。感じとして 1 番多いのは 51～100 の間ですが、そこを二つに分けるよりも、16～100 までを細かくして試算

してみるような数字があったほうが良いかと思います。さらに 101～300 も多い気がするので、結果はあまり変わらないかもしれませんが、試算として細かい区分を試みたらどうかと思いました。

(会長) 今の御意見は、試算として今 1 区分になっているものを二つに分けてみたらどうかということですか。

(委員) 二つか三つか、変化をみたいです。

(幹事) ただ今の御意見でございますが、試算として例えば 16～20、21～30、31～40、41～50 という形で分けるというイメージで良いでしょうか。

(委員) もう一つ、50～100 の間もお願いします。

(幹事) 資料 7 の 5 ページ、各市の比較で、イメージとしては逗子市が 16～50 を細かく分けているのですが、このくらい細かくランク分けしてみるというイメージでよろしいですか。逗子は 16～20、21～25、26～30、31～40、41～50 となっております。このイメージですか。

(委員) 逗子の区分の理由は分かりませんが、そのようにお願いします。

(幹事) 承知いたしました。51 以降について、秦野市の場合 51～75、76～100 となっているので、区分を参考にさせていただき、細かく計算させていただきたいと思います。基本使用料を上げるとしては、県内では 10 m³ が最大ですので、例えば 20 m³ まで一律にしてしまうというイメージでよろしいですか。

(委員) 三浦市の 10 までが 1,006 円とあります。そういうイメージです。

(幹事) 基本使用料を三浦市のように、0～8 のものを 0～10 で作らせていただき、その先は 8 区分でよろしいですか。細かくしたものと、基本使用料を 0～10 としまして、11～15、16～20・・・と計算したものでよろしいですか。

(委員) はい。

(委員) 今の区分の話ですが、まず基本使用料を定め、次に 0～20 まで、受益者負担を考えていくうえでは、このあたりは 1 m³ ごとのように細分したほうが市民の負担が納得いく体系になるのではないのでしょうか。さらに、資料 8 の 1 ページ、公衆浴場その他市長が定める施設のし尿を含まない汚水の単価が 5 円とありますが、指定した団体には基本料金というのは

ないのでしょうか。

(幹事) 公衆浴場その他市長が定める施設のし尿を含まない汚水の1 m³あたり5円というのは、基本料金という考え方はございません。主に公衆浴場の排水に適用されています。一部プール等に適用されていたこともありますが、現在プール等については、一般の従量制に移行をするようお願いしていますので、銭湯につきましては、基本料金はなく、使った水量に5円をかけるという料金体系となっております。

(委員) 区分の事についてもお願いします。

(幹事) 区分につきましては、基本料金を水量にかかわらず設定し、その後1～8までを使用水量に応じていただく単価に改めるというイメージでよろしいでしょうか。

(委員) 使用料が少ない市民にとっては、1 m³単位で料金体系があったほうがよろしいかと思えます。

(幹事) 承知いたしました。現在鎌倉市には基本料金という考え方ありません。8 m³までを一律という形で基本料金と呼んでおりますので、御提案がありました、基本料金と組み合わせた形での試算としてお示しさせていただきたいと思えます。

(会長) 今のだと、基本料金を決めて、1 m³ごとに単価が変わるということですか。この表だと9区分のところを、17区分にするということですね。

(委員) より少なく使う人には、使用料金が少ないという感覚になる料金体系になると思えます。節水している人には少ない料金を負担してもらい、より使用している方には多く負担してもらうという料金体系になると思えます。

(会長) 考え方としてはあると思えますが、そもそも試算そのものは可能ですか。

(幹事) 鎌倉市では水量区分として、データをいただいているものが、0～5、6～8となっています。1 m³のかた、2 m³のかたと市へデータが出ていないということもあり、試算できるかどうか確認させていただきたいと思えます。

(委員) 前向きに県の上水道の把握の仕方も含めて、今の段階で現実にできるかできないかはさておき、将来的に使用料を把握し、受益者負担をさせ

ていただきますという姿勢でよろしいかと思えます。細かい区分分けをしたほうが、より市民サイドにたった料金体系になると思えます。

(幹事) ありがとうございます。持ち帰らせていただき検討をさせていただきます。

(会長) 他に区分に関してなにかございますか。

(特に意見なし)

(会長) 試算ができるかどうかも含めて、事務局で検討していただき、次回検討した結果をお示しください。

(幹事) 次回試算といたしまして、16～100 までの区分を細かくし、試算したものを1点。基本使用料が0～8となっているものを、0～10に試算したものを1点。基本使用料を定額に定め、確認のうえ1、2、3とそれぞれ単価を設定し、17区分くらいで試算したものの1点。全部で3種類、お示しすることによろしいでしょうか。

(会長) 全国報告書で言っていた、基本使用料割合を高めるという計算はできますか。

(幹事) 資料5の5ページ、区分別使用料割合で30 m³までのかたが最も多くなっていますので、国の検討に従い、一律16ではなく、小口需要化の改定率を高めるということで策定するということによろしいですか。

(会長) 上げる率の傾斜を変えるということですか。

(幹事) はい。

(会長) 基本の割合を上げるとなると、区分最初の切り口をもっと高いところに設定するという考え方と、小口の改定率を上げるという二通り考え方がありうるかと思えます。口径別は下水道ではないかと思えますが、検討いただいて良いでしょうか。

(幹事) 承知いたしました。0～10に加え、基本使用料の枠を大きくする、水量を増やすという試算をさせていただきます。

(委員) 上水道、下水道の契約している人の払っている料金のデータ、例えば千円単位などありますよね。2箇月にいっぺん千円以下が何世帯、千円以上が何世帯など、データを処理すれば出てきますよね。2箇月にいっ

ぺん、いくら払っている世帯が1番多いのか、それをやれば利用者側からの感じ方を見ることができるのではないのでしょうか。

(委員) 今おっしゃったのは、料金というよりも使用量のボリュームを見るものではないのでしょうか。資料5の4、5ページは、金額というよりも量を見るものかと思います。

(委員) おっしゃるとおりなのですが、例えば2箇月9,000円だとすると、10,000円になるのか、11,000円になるのか、払う側からの見方ができるのではないかと思いました。

(幹事) 使用料の水量別割合を金額に置き換えたものというイメージでよろしいでしょうか。金額自体が今お話しにあった1,000円~2,000円のほうがどれくらい、2,000円~3,000円のほうがどれくらいというふうに積み上げができるかどうか、そういったかたちで市がデータを持っているかどうか、それを含めて確認をしましてできるようであれば、分布図みたいなかたちで作成します。

(会長) いろいろな視点が出ましたけれど、どういうデータがそもそもあって、何が計算できるのかという事に戻って御検討をお願いします。

(委員) 総額として下水道事業で賄っていたものが、賄えなくなるということは問題になります。管きょが破損しても直せないといったトラブルに繋がりがねません。区分を変えるのにしても総額としてちゃんと賄えるのかということです。区分、料金体系の不公平感をなくしてといくというのも大事なことだと思います。しかし全体の総額を出すということも、区分を考慮するうえで必要なことだと思いますがいかがですか。

(幹事) おっしゃるとおりでございます。次回、全体として1^mあたり月150円、20^mの場合、平均150円と経営戦略に定めたもので、まずは試算させていただきます。おっしゃるとおり、150円という単価をきってしまいますと、経営戦略の中での収支のバランスがとれなくなってしまうので、そちらについては1^mあたり平均150円を基本に算定をさせていただきたいと考えております。

(会長) 全体の平均単価が150円と決まっているので、水量をかければ総収入は決まっている。議論の可能性としては、小口はより少なくして、たくさん払っている人は今よりもっと払うような発想でいくか、全く逆の発想でいくか、あるいは今のまま単純に同率アップでいくかという事になります。総額は経営戦略のものを確保して、刻み方、傾け方を試算できるか検討してもらおうということです。次に進めることにして、その他を

お願いします。

(事務局) その他といたしまして、日程の確認をお願いします。

令和3年度第2回鎌倉市下水道事業運営審議会につきまして、令和2年度第7回下水道事業運営審議会にて、日程を7月15日木曜日で調整させていただきましたので、御確認ください。

続きまして第3回の開催について、令和3年9月30日木曜日または10月1日金曜日、時間は午後2時30分から山崎浄化センター管理棟1階会議室で開催させていただこうと考えております。

日程につきまして、本日調整を行いますか。それとも、次回審議会の際に、改めて調整させていただきますでしょうか。

(会長) 9月30日木曜日、10月1日金曜日で都合が分かっている方はいらっしゃいますか。

第3回鎌倉市下水道事業運営審議会は9月30日木曜日をお願いいたします。以上を持ちまして審議会を終了いたします。

以上